

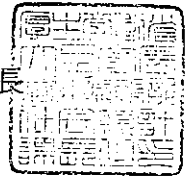


統社発第12号
平成13年6月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部

社会統計課長



介護給付費実態調査について

標記調査につきましては、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得るため、各都道府県国民健康保険団体連合会において審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書等及び各種台帳を対象とし、平成13年度より、別添「介護給付費実態調査要綱」に基づき実施することといたしました。

つきましては、関係機関等への周知とともに、調査の円滑な実施に格段の御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

介護給付費実態調査要綱

1 調査の目的

この調査は、介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

各都道府県国民健康保険団体連合会において審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書等及び各種台帳を対象及び客体とする。

3 調査の期日

毎月（平成13年5月審査分より）

4 調査の事項

次の様式に掲げる事項（審査支払システムインターフェース項目）とする。

【国民健康保険中央会保有の調査事項】

(1) 保険者台帳

保険者番号、保険者名、保険者区分コード等

(2) 広域連合情報(行政区情報)

保険者番号、市町村コード(行政区番号)等

(3) 事業所台帳(基本情報、サービス情報)

事業所番号、法人等種別コード、指定/基準該当等事業所区分コード、サービスの種類コード、施設等の区分コード、人員配置区分コード、特別地域加算の有無、級地区分等

【各都道府県国民健康保険団体連合会保有の調査事項】

(1) 介護給付費明細書

保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別コード、要介護状態区分コード、サービスコード、回数、日数、サービス単位数、請求金額、利用者負担額、食事提供費請求額、公費対象単位数、公費請求額等

(2) 給付管理票

保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別コード、要介護状態区分コード、サービス種類コード、給付計画単位数等

(3) 市町村固有情報

保険者番号、居宅介護サービス費区分支給限度基準額、居宅介護サービス費種類支給限度基準額等

(4) 受給者台帳

保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別コード、要介護状態区分コード、利用者負担区分コード、標準負担区分コード等

5 調査の方法

国民健康保険中央会のとりまとめのもとに、各都道府県国民健康保険団体連合会において審査支払いが完了した介護給付費明細書等のデータをコピーし、厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により行う。

6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は介護給付費実態調査(月報・年度報)として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

7 データの秘密保護

提出されたデータについては、統計法第14条及び第15条の2に基づき、かたく秘密を守り、統計資料を作成する以外には一切使用しない。